

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】 2
- 令和 6 年度北九州市情報公開制度運用状況【総務市民局総務部文書館】 3
- 令和 6 年度北九州市個人情報保護制度運用状況【総務市民局総務部文書館】 5
- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請【環境局環境監視部環境監視課】 7

◇ 公 告

- 委託契約に係る一般競争入札の公告【財政・変革局税務部固定資産税課】 1 4
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【政策局 D X ・ A I 戦略室】 1 8

◇ 交 通 局

- 業務委託契約に係る一般競争入札の公告【交通局総務経営課】 2 2

◇ 雑 報

- 特定調達契約の落札者の決定【公立大学法人北九州市立大学事務局企画管理課】 2 5

北九州市告示第 380 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第 69 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 9 月 16 日

北九州市長 武 内 和 久

1 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の名称の変更

指定自立支援医療機関 の名称		指定自立支援医療機関の所在地	変 更 年 月 日
新	C i e R C l i n i c K u r o s a k i	北九州市八幡西区黒崎三丁目 4 番 5 号	令 和 7 年 9 月 1 日
旧	浜田クリニック		

2 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医療機関 の名称		指定自立支援医療機関の所在地	変 更 年 月 日
C i e R C l i n i c K u r o s a k i	新	北九州市八幡西区黒崎三丁目 4 番 5 号	令 和 7 年 9 月 1 日
	旧	北九州市八幡西区黒崎三丁目 8 番 7 号	

北九州市告示第 3 8 1 号

北九州市情報公開条例（平成 1 3 年北九州市条例第 4 2 号）第 4 0 条の規定により、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間の情報公開制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和 7 年 9 月 1 6 日

北九州市長 武 内 和 久

1 開示請求の状況

実 施 機 関		件 数	処 理 状 況			
			開 示	一部開示	不 開 示	取下げ
市長		1 0 1 9 (4 1)	6 4 8 (7)	2 5 6 (3 1)	5 1 (3)	6 4
教育委員会		5 8	2 1	2 9	4	4
選挙管理委員会		0	0	0	0	0
人事委員会		2	1	1	0	0
監査委員		0	0	0	0	0
農業委員会		2	0	1	1	0
固定資産評価審査委員会		0	0	0	0	0
地方公営 企業管理 者	上下水道 局長	1 5 0 (2)	1 3 3	1 1 (2)	1	5
	交通局長	6	1	3	2	0
	公営競技 局長	1 6	1 4	2	0	0
消防長		4 9	9	2 3	4	1 3
市議会議長		9	2	5	1	1
公立大学法人北九州 市立大学		3	1	2	0	0
地方独立行政法人北 九州市立病院機構		3	1	2	0	0
市 全 体		1 3 1 7 (4 3)	8 3 1 (7)	3 3 5 (3 3)	6 4 (3)	8 7

注 かっこ内は、任意的公開の申出に係る件数で外数である。

任意的公開の申出とは、北九州市情報公開条例（平成 1 3 年北九州市条例第 4 2 号）による改正前の北九州市情報公開条例（平成元年北九州市条例第 2 2 号）の施行の日前に決裁、供覧その他公的处理を完了した行政文書に係る公開の申出をいう。

2 審査請求の状況

(1) 審査請求の件数 18件

審 査 庁	件 数
市長	13
教育委員会	5

(2) 審査請求の処理状況

ア 令和4年度審査請求に係るもの 1件

諮 問 庁	処理結果	件 数
市長	棄却	1

イ 令和5年度審査請求に係るもの 15件

諮 問 庁	処理結果	件 数
市長	一部認容	3
	棄却	8
教育委員会	棄却	3
人事委員会	棄却	1

ウ 令和6年度審査請求に係るもの 18件

諮 問 庁	処理結果	件 数
市長	審理中	13
教育委員会	審理中	5

北九州市告示第 3 8 2 号

北九州市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年北九州市条例第 2 号）第 2 6 条の規定により、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間の個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和 7 年 9 月 1 6 日

北九州市長 武 内 和 久

1 開示請求の状況

実 施 機 関		件 数	処 理 状 況			
			開 示	一部開示	不 開 示	取 下 げ
市長		1 2 1	2 9	5 0	3 8	4
教育委員会		1 1	4	7	0	0
選挙管理委員会		0	0	0	0	0
人事委員会		0	0	0	0	0
監査委員		0	0	0	0	0
農業委員会		0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会		0	0	0	0	0
地方公営 企業管理 者	上下水道 局長	1	0	0	0	1
	交通局長	0	0	0	0	0
	公営競技 局長	1	0	1	0	0
消防長		1 1	8	3	0	0
財産区		0	0	0	0	0
公立大学法人北九州 市立大学		0	0	0	0	0
地方独立行政法人北 九州市立病院機構		1 6 6	9 7	3 8	2 7	4
市 全 体		3 1 1	1 3 8	9 9	6 5	9

2 訂正請求 0 件

3 利用停止請求 0 件

4 審査請求の状況

(1) 審査請求の件数 3 件

審 査 庁	件 数
市長	2

教育委員会	1
-------	---

(2) 審査請求の処理状況

ア 令和5年度審査請求に係るもの 4件

諮問庁	処理結果	件数
市長	棄却	2
地方独立行政法人北九州 九州市立病院機構	一部認容	1
	棄却	1

イ 令和6年度審査請求に係るもの 3件

諮問庁	処理結果	件数
市長	審理中	2
教育委員会	審理中	1

北九州市告示第 383 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定によりその概要を告示し、同条第 3 項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和 7 年 9 月 16 日

北九州市長 武 内 和 久

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市八幡西区黒崎城石 1 番 1 号
三菱ケミカル株式会社九州事業所
九州事業所長 西村仁志

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市八幡西区黒崎城石 1 番 1 号
三菱ケミカル株式会社九州事業所

(3) 設置される特定施設に関する事項

ア 名称、種類及び能力

(ア)

名称	無機製品課 E L 薬品工場 除害塔 E L 8 D 8 3 0
種類	水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 1 の第 27 号ヌに掲げる廃ガス洗浄施設
能力	排ガス処理能力 86 Nm ³ ／時間

(イ)

名称	無機製品課 E L 薬品工場 除害塔 E L 8 D 8 3 1
種類	水質汚濁防止法施行令別表第 1 の第 27 号ヌに掲げる廃ガス洗浄施設
能力	排ガス処理能力 412 Nm ³ ／時間

(ウ)

名称	シリケート課 合成石英粉工場 S Q 6 系除害塔（S Q 6 D 3 8 0）
----	--

種類	水質汚濁防止法施行令別表第1の第27号ヌに掲げる 廃ガス洗浄施設
能力	排ガス処理能力2,303Nm ³ /時間

(エ)

名称	シリケート課 QMS工場 QMS3系除害塔 (QM 3D150)
種類	水質汚濁防止法施行令別表第1の第46号ニに掲げる 廃ガス洗浄施設
能力	排ガス処理能力721Nm ³ /時間

イ 使用時間間隔、1日当たりの使用時間、季節的変動及び施設の使用開始年月日

(ア)

名称	無機製品課 EL薬品工場 除害塔 E L8D830
使用時間間隔	連続
1日当たりの使用時間	24時間
季節的変動	なし
使用開始年月日	許可日以降

(イ)

名称	無機製品課 EL薬品工場 除害塔 E L8D831
使用時間間隔	連続
1日当たりの使用時間	24時間
季節的変動	なし
使用開始年月日	許可日以降

(ウ)

名称	シリケート課 合成石英粉工場 SQ 6系除害塔 (SQ6D380)
使用時間間隔	連続
1日当たりの使用時間	24時間
季節的変動	なし
使用開始年月日	許可日以降

(エ)

名 称	シリケート課 QMS工場 QMS3 系除害塔 (QM3D150)
使用時間間隔	連続
1日当たりの使用時間	24時間
季節的変動	なし
使用開始年月日	許可日以降

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常
の量及び最大の量並びに汚染状態の通常値及び最大の値

(ア)

名 称	無機製品課 EL薬品工場 除害塔 E L8D830
汚水等の量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	通常 3 最大 5
水素イオン濃度	通常 6～8 最大 2～14
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 10 最大 10
浮遊物質 (mg/ℓ)	通常 20 最大 20

(イ)

名 称	無機製品課 EL薬品工場 除害塔 E L8D831
汚水等の量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	通常 7 最大 14
水素イオン濃度	通常 6～8 最大 2～14
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 10 最大 10
浮遊物質 (mg/ℓ)	通常 20 最大 20

(ウ)

名称	シリケート課 合成石英粉工場 S Q 6系除害塔 (S Q 6 D 3 8 0)
汚水等の量 (m^3 / 日)	通常 8 最大 8
水素イオン濃度	通常 1 0 ~ 1 4 最大 1 4
化学的酸素要求量 (mg / ℓ)	通常 2 4 0 , 0 0 0 最大 2 4 0 , 0 0 0

(エ)

名称	シリケート課 Q M S 工場 Q M S 3 系除害塔 (Q M 3 D 1 5 0)
汚水等の量 (m^3 / 日)	通常 1 2 最大 1 2
水素イオン濃度	通常 1 0 ~ 1 4 最大 1 4
化学的酸素要求量 (mg / ℓ)	通常 6 0 , 0 0 0 最大 6 0 , 0 0 0

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

汚水の処理施設の名称、使用時における当該汚水処理施設による処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量並びに当該汚水等の汚染状態の通常値及び最大値

ア 処理施設名 中和処理施設 E L 6 Z 0 9 2

項目	設置前	設置後
汚水等の量 (m^3 / 日)	通常 4 7 7 最大 4 7 7	通常 4 3 7 最大 4 6 5
水素イオン濃度	通常 6 ~ 8 最大 6 ~ 8	同左
化学的酸素要求量 (mg / ℓ)	通常 1 4 最大 2 5	通常 1 3 最大 2 5

浮遊物質 (m g / ℓ)	通常 2 0 最大 2 0	同左
--------------------	------------------	----

イ 処理施設名 メタノール蒸留系

項目	
汚水等の量 (m ³ / 日)	通常 2 5 . 3 最大 2 5 . 3
水素イオン濃度	通常 1 0 ～ 1 4 最大 1 4
化学的酸素要求量 (m g / ℓ)	通常 1 8 , 0 6 1 最大 1 8 , 0 6 1

ウ 処理施設名 排水処理設備 A S A 2

項目	設置前	設置後
汚水等の量 (m ³ / 日)	通常 9 , 3 0 2 最大 1 1 , 2 4 8	通常 9 , 1 5 4 最大 1 1 , 1 0 1
水素イオン濃度	通常 6 ～ 9 最大 6 ～ 9	同左
化学的酸素要求量 (m g / ℓ)	通常 1 8 4 最大 2 3 0	通常 1 8 6 最大 2 3 0
浮遊物質 (m g / ℓ)	通常 6 3 最大 8 6	通常 6 4 最大 8 6
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (m g / ℓ)	通常 — 最大 4	同左
フェノール類含有量 (m g / ℓ)	通常 — 最大 9	同左
窒素含有量 (m g / ℓ)	通常 1 7 1 最大 2 5 4	通常 1 7 3 最大 2 5 4
^{りん} リン含有量 (m g / ℓ)	通常 1 0 . 1 最大 3 8	通常 1 0 . 2 最大 3 8
ふっ素及びその化合物 (m g / ℓ)	通常 1 最大 6	同左

(5) 排水に関する事項

ア 排水口名 No. 5排水口

イ 排水の量及び汚染状態

項目	設置前	設置後
排水の量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	通常 57, 025 最大 76, 955	通常 56, 856 最大 76, 898
水素イオン濃度	通常 5～9 最大 5～9	同左
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 40 最大 45	同左
浮遊物質 (mg/ℓ)	通常 30 最大 40	同左
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (mg/ℓ)	通常 — 最大 1	同左
フェノール類含有量 (mg/ℓ)	通常 — 最大 1	同左
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 60 最大 120	同左
燐含有量 (mg/ℓ)	通常 2.6 最大 9	同左
ふっ素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常 6 最大 6.7	同左

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和7年9月16日から同年10月7日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和7年10月7日までに前項第2号の場所に到着するように提出すること。

北九州市公告第 6 8 1 号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 9 月 1 6 日

北九州市長 武 内 和 久

1 委託内容

- (1) 業務名及び数量 令和 8 年度固定資産税・都市計画税（土地・家屋）及び固定資産税（償却資産）納税通知書作成、封入封かん及び発送業務 一式
- (2) 履行の内容等 入札説明書及び入札仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 8 年 5 月 8 日まで
- (4) 成果品納入場所 北九州市の指定した場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) この公告の日前 3 年間に、個人情報記載された通知書作成、封入封かん、発送業務等を地方自治体等の官公庁から受託した実績があること。
- (4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマークを付与されている者であること。

3 入札の場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市財政・変革局税務部固定資産税課

イ 日時 この公告の日から令和 7 年 9 月 25 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前 9 時から午前 11 時 30 分まで及び午後 1 時から午後 4 時 30 分まで

（２） 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所においてイの期間中に無償で交付する。

（３） 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和 7 年 9 月 25 日午後 4 時 30 分まで（日曜日等を除く。）に競争参加の申出書を北九州市財政・変革局税務部固定資産税課に提出しなければならない。

（４） 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市役所本庁舎地下 2 階第 3 入札室

イ 日時 令和 7 年 9 月 30 日 午後 2 時

ウ 途中入場は、認めない。

（５） 仕様書に対する質問

入札説明会後において、仕様書に対する質問がある場合は、次のとおり書面により提出すること。

なお、書面は、ファックス又は電子メールによるものも受け付ける。

ア 場所 第 1 号アの場所と同じ。

イ 期限 令和 7 年 10 月 1 日午後 4 時までに必着のこと。

ウ 質問書に対する回答は、入札説明会に参加した者に令和 7 年 10 月 2 日午後 5 時までにファックス又は電子メールで行う。

（６） 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市役所本庁舎地下 2 階第 3 入札室

イ 日時 令和 7 年 10 月 6 日 午前 11 時

4 競争入札参加資格の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、次のとおり実績資料を提出し確認を受け、入札説明会に参加しなければならない。

（１） 実績資料 第 2 項第 3 号に該当する実績を明記し、履行を確認することができる書面又は契約書の写しを添付すること。

（２） 提出期間、場所及び方法

ア 提出期間 この公告の日から令和7年9月25日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

イ 提出場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市財政・変革局税務部固定資産税課

ウ 提出方法 資料は、持参するものとする。

(3) 競争入札参加資格の確認の結果は、令和7年9月26日までに通知する。

(4) その他

提出された資料は、返却しない。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市財政・変革局税務部固定資産税課

〒 8 0 3 - 8 5 0 1 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 0 3 5

F A X 0 9 3 - 5 8 2 - 8 6 1 1

北九州市公告第 6 8 2 号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 5 条第 1 項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 9 月 1 6 日

北九州市長 武 内 和 久

1 調達内容

（１） 特定役務の名称及び数量

令和 7 年度モバイル端末等の借入れ及び保守 一式

（２） 履行の内容等 入札仕様書で定めるとおり

（３） 履行期間 契約締結日から令和 1 3 年 2 月 2 8 日まで（契約締結の日から令和 8 年 2 月 2 8 日までは機器等の設置準備期間とし、契約金額の支払いに係る期間は同年 3 月 1 日から令和 1 3 年 2 月 2 8 日までの 6 0 箇月とする。）

（４） 履行場所 市の指示する場所

（５） 入札方法 総価（機器借入料及び保守料の合計額）により行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

（１） 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（２） 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

（３） 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載

されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和7年10月6日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

（１） 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市政策局DX・AI戦略室

イ 日時 この公告の日から令和7年10月6日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

（２） 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

（３） 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所庁舎西棟3階304会議室

イ 日時 令和7年10月14日午後3時15分

（４） 競争参加の申出書の提出

ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、第1号アの場所にこの公告の日から令和7年10月6日まで（日曜日等を除く。）毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までに提出しなければならない。

イ 郵送による場合 第1号アの場所に書留郵便により、令和7年10月3日午後5時までに必着のこと。

（５） 郵送による場合の入札書の受理期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和7年10月24日午後5時までに必着のこと。

（６） 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所庁舎西棟5階505会議室

イ 日時 令和7年10月27日午後1時15分

5 その他

（１） 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札者に要求される義務を履行しなかった者がした入札

エ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市政策局DX・AI戦略室

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3555

6 Summary

(1) Nature of Service to be procured:

Lease and Maintenance of mobile devices for Intranet
of Kitakyushu city office

(2) Deadline of Tender (by hand)

1:15p.m October 27, 2025

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m October 24, 2025

(4) For further information, please contact:

Policy Management Bureau,

Digital Transformation and Artificial Intelligence Strategies
Office,

Ward Office Kokurakita, City of Kitakyushu,

1-1 Otemachi, Kokurakita-ku, Kitakyushu-city 803-8510 Japan
TEL 093-582-3555

北九州市交通局公告第 3 4 号

一般競争入札により、業務委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び北九州市交通局契約規程（昭和 39 年北九州市交通局管理規程第 5 号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 9 月 16 日

北九州市交通局長 白石 基

1 委託内容

- (1) 業務名 令和 7 年度睡眠時無呼吸症候群検査等業務
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所 北九州市交通局の指定する場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市交通局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成 7 年北九州市交通局管理規程第 1 号）第 2 条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 11 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間
 - ア 場所 北九州市若松区東小石町 3 番 1 号
北九州市交通局総務経営課
 - イ 期間 この公告の日から令和 7 年 9 月 24 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休

日を除く。)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和7年9月24日までに競争参加の申出書を第1号アの場所に提出しなければならない。

(5) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号

北九州市交通局42会議室

イ 日時 令和7年9月25日午後3時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 不要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在

地等

北九州市交通局総務経営課

〒808－0017 北九州市若松区東小石町3番1号

電話 093－771－8401

公立大学法人北九州市立大学公告第 8 号

公立大学法人北九州市立大学政府調達取扱規程（平成 31 年北九大規程第 5 号。以下「政府調達取扱規程」という。）第 3 条第 1 項に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、政府調達取扱規程第 15 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 9 月 16 日

公立大学法人北九州市立大学理事長 津 田 純 嗣

- 1 特定役務の名称及び数量
ナノスケール X 線構造評価装置一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
公立大学法人北九州市立大学事務局企画管理課
北九州市若松区ひびきの 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 7 年 8 月 6 日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社新興精機 北九州営業所
北九州市八幡西区浅川一丁目 18 番 37 号
- 5 落札金額
9,961 万 6,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和 7 年 6 月 27 日
- 8 落札方式
最低価格による。